

乙訓圏域障がい者自立支援協議会
令和3年度 第1回「医療的ケア」委員会 会議録

日時 令和3年7月8日（木）13：30～15：30

場所 乙訓総合庁舎 第2会議室

出席者 16名

キャンバス、第2乙訓ひまわり園、向日市社協障がい者地域生活支援センター、乙訓ボニーの学校、乙訓障害者支援事業所連絡協議会、乙訓福祉会、京都府乙訓歯科医師会、済生会京都府病院、乙訓訪問看護ステーション連絡会、京都府立向日が丘支援学校、乙訓の障害者福祉を進める連絡会（1）、乙訓保健所保健課、乙訓保健所福祉課、向日市障がい者支援課、長岡京市障がい福祉課、大山崎町福祉課

欠席者 3名

乙訓医師会（2）・乙訓の障害者福祉を進める連絡会（1）

事務局 2名

傍聴者 3名

配布資料

- ・次第
- ・令和3年度「医療的ケア」委員会 委員名簿
- ・令和2年度「医療的ケア」委員会 活動報告
- ・「医療的ケア」という言葉が示す意味の再確認についての提案
- ・福祉新聞記事～楽しく安全に長く暮らせるように・・・居室をカスタマイズ～
- ・福祉新聞記事～医療的ケア児 学び育つための支援に～
- ・福祉新聞記事～医療的ケア児支援法成立～
- ・福祉新聞記事～府、医療的ケア児支援強化へ～
- ・「医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者フォローアップ交流会」
- 事前アンケート（お礼とご報告）及び交流会の開催について

会議の流れ

(事務局)

- ・第1回「医療的ケア」委員会を始めさせていただきます。
初めに事務局からの提案です。2つあります。
- ・今年度、新型コロナウィルス感染症の関係で現在、他のプロジェクトの会議等でオンラインと対面の会議を併用したハイブリッドの形での会議を試行中です。
乙訓福祉施設事務組合ではハイブリッドができるということで、試行を終えています。

保健所は2階の講堂では有線をつなぐジャックがないということで、ハイブリッド形式は難しいと聞いています。この第2会議室では設営が可能ではないかということで、この委員会終了後に保健所と事務局で設営をし、Zoomと対面の会議の併用が可能かどうかの確認をする予定でいます。

今後については2週間前の開催通知後、感染者数が増加してくれれば会議の2～3日前にオンライン開催にするか、人数を減らしてハイブリッドでの併用の開催にするのかの連絡をさせていただくことになります。連絡がなければ、対面での会議と思っておいていただければと思います。

会議の2～3日前は、メールの注視をお願いしたいと思います。

ハイブリッド型の会議になると、会場での声がZOOM参加の方に聞こえづらくなるので、その場合はマイクの使用をしていきます。マイクは台数に限りがあるので、マイクの口元の消毒等の協力をお願いしたいと思います。

- ・会議前に健康チェック表の記入を今年度はお願いしています。事務局で2週間から1ヶ月程保管させていただきます。何もなければ破棄させていただきます。
- ・傍聴についてはホームページにも載せていますが、当面5名程度に人数制限をさせていただきます。傍聴の場合は事務局に事前にお知らせいただく形で、よろしくお願ひいたします。
- ・二つ目に議事録についてですが、変更点を提案させていただきたいと思います。

誰にでもわかりやすい情報公開を進めていくことが必要であるということで、ホームページの掲載文章を読んで、興味を持って傍聴に来ていただいたり、協議会に関わっていただくことが必要だと考えております。

そのため、一言一句のテープ起こしをせずに、発言者を記名して、発言要旨を箇条書きにまとめて、事前に発言者に確認をとりたいと思っています。

この箇条書きというのは文末表現のところで、日本語というのは文末表現が曖昧になって次の文章に続していくところがあるので、文末表現を簡単に、「～だ」、「～である」等、簡単にまとめさせていただきたいと思っています。発言要旨にまとめるので、この会議に出席された方にはメールで送らせていただいて、自分のところの要旨が間違っていれば直していただいて、事務局に返していただくという形です。

それ以外については従来通りという形で、議事録に載せさせていただこうと思っています。

発言にあたっては、そのことを意識していただき、発言主旨を最初に述べるとか、最後に主旨を繰り返す等、発言者自身の明確な意思表示をお願いしたいと思っています。

取り扱いの変更理由ですが、現在の部会の議事録は発言者の固有名詞は出さない形でホームページに掲載されており、会議中で自由な発言ができる状況にありますので、活発に発言をしていただきたいと思っています。

しかし、掲載されている議事録は何ページにも渡っていて、全文を読んで内容を理解することは難しいのではないかと思っています。

内容に关心をもった人が議事録を読んで、興味関心を持っていただくことを踏まえて、議事録を簡潔にわかりやすく発信していきたいというのが、取り扱いの変更理由です。

ホームページの掲載については以前も家族会から意見をいただいているところです。今年度はこの方向で検証しながら、できるだけ速やかにわかりやすく掲載できるようにということを踏まえて、事務局で検討を重ねたいと思っています。

ひとつの方策として今年度、新しくできた人材確保・育成部会の議事録の方で、一度こういう形で議事録が載ることを示させていただき、それが載った時点で家族会と事務局で話し合いを持っていきたいと思っています。

その形は人材確保・育成部会の準備会で作成していた議事録の形をベースにしています。

言葉で言ってもわかりにくいので、一度、人材確保・育成部会の議事録を載せさせていただき、今までのと比較しながら、どういう形が良いのか検証していきたいと思っています。

ここで意見があれば承りたいと思います。よろしいですか。

- ・委員会終了後、喀痰吸引等プロジェクトの委員の方に残っていただき、プロジェクトを開催したいと思っています。
- ・最初の委員会ですので、自己紹介をお願いしたいと思います。

※各自自己紹介

1 委員長、副委員長の選出について

(事務局)

- ・委員長、副委員長の選出に移りたいと思います。
どなたか、なっていただける方がいらっしゃったら手をあげていただきたいと思います。
なければ運営委員会から副委員長にポニーの学校の山田委員にお願いしたいということで了解をいただいています。それから、私と山田委員と運営委員会の方で相談させていただき、委員長には去年に引き続いて医師会の高畠先生にということで、こちらも了解をいただいています。皆さんの了解をいただけましたら、この場で拍手をお願いします。

※一同拍手

(事務局)

- ・本日、高畠先生がお休みですので、副委員長の山田委員に司会をしていただくことになります。
よろしくお願ひいたします。

(副委員長)

- ・乙訓ポニーの学校の山田と申します。「医療的ケア」委員会の副委員長を今年で4年連続させていただいている。色々な話を伺いながら、教えていただきながら進めていきたいと思います。
本年度もよろしくお願ひいたします。
- ・令和2年度「医療的ケア」委員会の活動報告をご覧いただき、簡単に説明から入らせていただきたいと思います。

※令和2年度「医療的ケア」委員会 活動報告 読み上げ

・1 設置の目的、役割等

「医療的ケア」委員会は皆さんからお話ししたり、提案をいただきながら進めていけたら良いの

かなと思います。

・ 2 昨年度までの経過

もうひとつ加えるなら、昨年度、病院と意見交換という形の場を設けています。

・ 4 今年度の活動

令和2年度の活動ですが、(1) 人材育成については三宅委員の方で喀痰吸引等研修プロジェクトを乙訓福祉会乙訓の里でしていただいている。

この委員会から、何人かメンバーとして協力させていただいている。

(2) 医療型短期入所の利用に向けた準備

平成30年度から京都府が「医療的ケア児者・重症心身障害児者短期入所受入体制拡充事業」を開始しました。その制度をうまく活かせないかというところで、まず病院にこういった制度が始まったことを知っていただくために、色々な病院を回らせていただきました。

その中で、話をさせていただいたのが短期入所のところです。

平成30年度までに福祉型の短期入所が増えているという話がありましたが、増やしていくということに関して話が進まず、行き詰ったところもあったので、医療型の短期入所について、この圏域で増やしていくのかなというところで話を進めてきました。

昨年度、意見交換という形で3つの病院と話をさせていただき、たくさんの質問をいただきました。

ヘルパーを派遣するまでの流れや、病院の方で事前診断の必要性であったり、支援中の事故の取り扱いについて等、日中の支援はどういったことをしたら良いのかというところで、医療なので福祉といわれても何をやったら良いのかわからないというところが多々質問にありました。

ただ、これについては久御山南病院が医療型の短期入所を始められたので、3病院に声をかけ、話を伺いに見学に行きたいと思います。

昨年度、この委員会の中でどう進めていくのか、できるだけ早く進めていけたらという話がありました。具体的に病院とひとりの方と一緒に共有させていただき、短期入所の利用の開始に向けて何が必要で、どういったことを考えていいかないといけないのかについて、シミュレーションしていくのが良いのではという話になりました。これについては協力いただける方がいましたので、進めていきたいなと思っています。

(3) 「医療的ケア」の実際を知ってもらうための活動について

医療的ケアが必要な方の実際の生活や医療的ケアとはどういったことなのかを知ってもらいたいのと、地域で暮らす障がい者の理解が深まれば良いのではというところで話を進めています。

この地域には色々なイベントがあり、その中でコーナーを設けて、話をさせていただいたり、何かお伝えできるような機会を持ちたいという話になっています。

今までの中では、各市町、乙訓保健所の方で民生委員、長岡京市社協ではボランティア向けに、関心をもっておられる方に対して、発信していくのではというところがあがっていました。

何を発信し、伝えていくかという具体的な話は、出ていたところでは、当事者の方の話、その家族の話

が良いのではというところであがっていました。

(4) 医療的ケア児等コーディネーター研修のフォローアップについて

これは尾瀬委員の方で進めていただいているところです。医療的ケア児等コーディネーター研修が始まりました。乙訓圏域の事業所や関係機関から 16 名の方が令和 2 年度の段階で受講して、修了されています。その方にアンケートをとらせていただきました。別紙の資料になります。

「医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者のフォローアップ交流会」事前アンケート（お礼とご報告）及び交流会の開催についてというところでまとめさせていただいています。

たくさんの意見をいただいています。どういった役割を果たしていくべきか、修了したけれども自信がない、学習でいうと勉強不足であったり等、様々な意見をいただいています。

これについては今年度、コロナの状況を見ながら、進めていけたらと思っています。

・ 5 次年度の課題と方針

(1) 人材育成について

令和 3 年度も喀痰吸引等研修プロジェクトと連携、協力をしながら研修の実施に向けて取り組んでいきたいと思っています。三宅委員から説明をお願いします。

(委員)

・平成 24 年から多い時で年 2 回、この何年かは年 1 回、時候が良く、催し物が重ならないということで、去年は 11 月 28 日・29 日にさせていただきました。

・受講者が少ない時で 20 名、多い時で去年が 32 名でした。今年に関しても研修の場所等々を今調整しています。

場所の変更等、全て変わった場合は京都府に実施規定を出すということで、担当課から指示がきています。

・国の制度として、時間数は減らしてはいけないということです。

・別の事業所では Web 講義をよくやっています。去年、初めて 2 時間 Web 講義、喀痰吸引、経管栄養に関しては実際に現場に集まり、密にならないように産業文化会館でさせてもらいました。

今年は場所をどこにするか、どういう流れでするか等また協議させていただこうと思います。

・基本研修は 1 回受けければ良いのですが、毎年 30 名近い受講者がシフト制のところが多いため、1 ヶ月以上前から知らせないと勤務調整できないということで、何とかさせていただいています。

・今年も 30 名ぐらいの受講を何とかして、講師に関しても各関係機関に協力いただいてということで、このタイプは京都府は乙訓だけなので、他のところは各事業所で全部看護師で、重度訪問介護の研修と併せてやっているところもあります。受講定員が 6 名とか、受講金額が 5 万等々で高いです。

うちに関して言うと喀痰吸引は 1 万、看護師に関しても自法人であれば無料と非常に安価で、できるだけ多くの方に受講してもらうために各事業所に色々な手紙も出しています。

そういう意味では事業として成立するというよりも、社会貢献として法人及び協議会の中でやっていくべき研修だと思うので、また色々なことで相談や協力をお願いするかも知れませんが、今年もよろしくお願いしたいと思います。

・日程的には 11 月 20 日・21 日で調整しています。よろしくお願ひします。

(副委員長)

・(2) 個別ケースの課題の検討について

必要なケースの検討、この地域でこういうサービスの使い方をしているとか、新しくこういう生活をするにあたって、サービスの捉え方を紹介できるということがあれば紹介させていただく形で進めていたらと思っています。

(3) 医療型短期入所の利用に向けた準備について

協力いただける方がひとりおられるので、その方と相談しながら進めていきたいと思います。
委員会でも進捗状況を報告させていただきます。

(4) 医療的ケア児・者の実際を知ってもらうための活動について

昨年度に引き続き、考えていきたいと思っています。どうしてもコロナが関わってくるので、市町の時期ごとのイベント等、予算がないもので使えるものは使っていくという形で進めていきます。

(5) 医療的ケア児等コーディネーター研修のフォローアップについて

後ほど、報告してもらいます。

(6) 医療的ケア児・者の生活を支えるために必要なことについて

新たに付け加えた部分です。

この2～3年、委員会では医療型短期入所開設に向けてという話が結構占めていました。
新たに意見をいただきながら、この6番については考えていたらと思っています。

2 医療型短期入所の進め方について

(副委員長)

・具体的なケースを通して進めていきたいと思っています。

協力していただける方がおられます。そのことについてはどうですか。

説明の通り進めさせていただいて、経過報告をさせていただくということでおろしいですか。

3 医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者フォローアップについて

(委員)

・経過に関しては報告書の通りです。初めての方もおられるので、簡単に説明します。

・この医療的ケア児等コーディネーター養成研修の事業は4年ぐらい前から、全国の各都道府県ごとに地域で生活する医療的ケアが必要な児等なので大人も含め、生活の支援にあたって医療、保健、様々な分野との連携が必要ということで、そのコーディネートをする役割としてのコーディネーターを養成していくということで始まった研修です。京都府でも始まっています。

・このコーディネーター、国としては児童福祉法の改正によって、地域で人工呼吸器が必要な子どもを始めとした医療のサポートが必要な子どもの支援体制を確保していくことが盛り込まれた動きの中で、この医療的ケア児等コーディネーターを都道府県もしくは市町村に設置をしていくということで

す。

配置をしていくという位置付けですが、現時点ではこういう機関に、こういう位置付けで置くということなことは明確にはなっていません。都道府県ごとに色々なやり方でされています。

ネット等を見ると養成研修を修了した人がいる相談支援や行政等関係機関の連絡先、受講者氏名をホームページでリストにして公開しているところもあります。

それを以て、コーディネーターを配置しているというやり方をしているところもあれば、各エリアごとに、計画的にコーディネーターを配置することで、そのために人数を絞って養成研修をしているところもあります。

・それが基本ですが、計画相談を実施している指定特定相談支援事業所に、このコーディネーター養成研修を受講した常勤の相談員をひとり置き、そういう研修を修了した相談員がいることをホームページ等で公表すると、医療型の支援ができる相談支援事業所ということで加算が取れるという制度が前回の報酬改定の時から付いたこともあります、それぞれ計画相談をやっているところから、相談員達が受講をしにきているのが、実態としては多いです。

・京都でも昨年は、講義が2日と演習が2日の研修なのですが、講義は録画のWeb講義を見て、レポートを出してもらいました。

・2日間の演習は去年は50人だったと思うのですが、人数を絞り、感染対策を取りながら演習を行う形でやっています。

・乙訓では、このアンケートを取った段階では修了者16名でした。昨年度は5名が受講され、現在21名になっています。

・受講された方は色々な状況の中で受講されており、実際に医療的ケアが必要な方の支援をされている方もいれば、事業所で必要ということで来ている方もいました。福祉系でも相談員だけではなく、直接支援している生活介護やヘルパー事業所の方も受講に来られていました。

・講義部分だけ2日間で支援者養成という名称で受講することも可能で、そちらも含めると福祉系でも多種多様な方が来られていました。

医療職の看護師や保健師、行政等色々な立場の方が受講されています。乙訓でも主に相談支援専門員が受講していますが、看護師、行政の職員もおられました。

・4日間の研修で学んで修了したことをどういう形で、それぞれの現場で活かしていくべきかは個々に任せられているような状況があります。

ただ、地域ごとに医療的ケア児等コーディネーターの研修を修了したということで、その人達がどういう役割を補っていくべきなのか、日常支援している中で特に相談支援に関してはどこも非常に限られた人数でやっており、事業所によってはひとりしかいないところもあって、日常困った時、何か相談したい時にその辺の解決をどうしているのか、何より医療的ケアということで医療との連携体制をどう組んでいくべきか、日々悩みながら仕事をされていると思います。

・一方でコーディネーター研修修了者という、そこに対する期待も当然あり、その辺りでお互いに交流しあい、今後仕事をしていく上で、何か学んできたことはないか、連携しながら情報交換していくことはないか、一度同窓会的に集まってやってみましょうということで企画をしたのが、この交流会です。圏域では山城北、中丹等でも同じような取り組みがされていると聞いています。

・去年はコロナ禍ということで、結局その交流会をするにあたってテーマを一回考えようということ

で、まずプレアンケートの形で取らせてもらい、集約するというところまで終わっています。

アンケートはまた読んでいただけたらと思います。

- ・一番特徴的で良かったなと思うのは修了者 16 名にお願いしたら全員返ってきたことが一番、今回の成果だと思っています。
- ・現時点でのそれぞれの属性、実際の仕事の状況等、日頃の悩み、思っていること、逆にやっていて良かったと思うこと、今後どんなことをお互いに学んでいきたいか、情報交換したいかというようなことが書いてあります。

- ・これを踏まえて、今年度は集まりたいと思っています。コロナが終息してくれないので、事務局からハイブリッドの話もありましたが、工夫しながらやっていきたいと思っています。

昨年度、新たに修了した方、今のところ京都府障害者支援課からは特にアクションはありませんが、今年もされるだろうというところで、今年度受講される方は間に合わないと思うのですが、昨年度受講した方については、改めてその方達も含めて交流会という形で一回やってみたいと思っています。

(副委員長)

- ・修了者の方の思いはとてもたくさんあって、アンケートをまた見てもらえばと思います。

この機会を設けてもらいたいというところは皆さんからの声だと思うので、進めていきたいと思っています。

(事務局)

- ・福祉新聞から資料を載せています。医療的ケア児に対して医療的ケア児支援法が成立したという記事を 2つ載せています。
- ・6月 11 日に成立し、18 日に公布、9月 18 日には施行される予定という中で、京都府の医療的ケア児支援強化へという新聞報道がありました。

その中に今のコーディネーターの配置を促進ということで、京都府としてはどういう形で強化していくのかをひとつのキーワードとして、コーディネーターの配置ということが書かれていました。

保健所の方で何かご存知でしたら、教えていただきたいと思います。

(委員)

- ・法律の施行を受けて、議会でも色々な質問があり、知事から進めるという話をしているという記事です。現状は本庁の障害者支援課にも確認はしていますが、今時点で何をどうするという明確な方針や答え等そういうものを出せる段階ではないということです。
- ・ただ、進め方については学識も含めた、そういう検討会というか、医療的ケア児等支援協議会というようなものを立ち上げて、そちらでコーディネーターの活動場所や必要人数等明らかにしていき、市町村と連携して配置できるように取り組んでいくという方針であるということです。

(事務局)

- ・コーディネーター研修が今年で 3 年目ということで、人数も一定人数、乙訓の中で確保されてきています。役割が明確でないと、コーディネーター研修を受けても実質的ではないので、今後、学識の会議で明確になれば教えていただきたいと思います。

(副委員長)

- ・これについては保健所で、何かわかれれば教えてください。

5 その他

・全体会での提案について

(副委員長)

・「医療的ケア」という言葉が示す意味の再確認についての提案ということで意見をいただいている。

「医療的ケア」委員会委員長の高畠先生より回答ということで載せてあります。

これについては時間をいただいて、目を通させていただきたいと思います。

※資料「医療的ケア」という言葉が示す意味の再確認についての提案

・自立支援協議会の地域生活支援部会の中で「医療的ケア」が必要な方の地域生活支援についてというところから、「医療的ケア」委員会が始まったのかなと思います。

初めて知ったという方もいれば、発足当初から関わっている方もおられると思います。

これを読んでいただいて、どのように感じられたのか、ここは原点かなとも思うので、意見等感想をお伺いしたいなと思います。

(委員)

・平成24年に法制度が変わって、乙訓圏域でもそういう生活に関わる、命に関わることをやるとすれば、乙訓は皆で組んでやろうということでした。うちが法人を持っていたので、京都府と協議し、喀痰吸引の登録研修機関をとらせてもらいました。

・「医療的ケア」というよりもその前から、まだ無認可の頃は家族と一緒に来て、そういうことをしていました。お母さん方から、「この子、食事前にこうやつたらご飯を上手に食べれるから、痰出してあげて」等のようなことはやっていたなと思い出します。

新しい職員に口頭で伝えていくのですが、これはちゃんとした資格や技術がないといけないということで、関わったように思います。

・「医療的生活援助行為」と難しく書いてありますが、そういう人が地域で生活するために、色んな人の手を貸しながら、生活するためにやる行為の延長だと思っているので、「医療的ケア」が一人歩きしているなと思わないでもないですが、必要性は感じています。

・共通理解を測り直してと言われると、登録研修機関をしているから「医療的ケア」のことを全部わかっているかといったら、わからないところもあります。そういう意味ではもう一回見直して、作り上げていくしかないのかなと思います。

・うちも全員が「医療的ケア」が必要かといえば、29名の利用者と契約していますが2名です。高齢化なので予備軍がいるというのもあります。

実際にやる「医療的ケア」というものよりも、その人の生活のための援助行為と思ってくれていると思うのですが、再認識は必要だと思います。

・今すぐに答えは出ませんがこれを以て、11月の研修に30名ぐらいの受講者がいれば、決して事業所のためにやっているのではなくて、そういう人の生活を豊かにするために、私達がするということをわかってもらって、受講してもらうのが必要不可欠のように思いました。

親御さんの思いを大事にしなければと思いながら、どうしたら良いか非常に悩んでいます。

(委員)

- ・平成19年に地域生活支援部会に関わらせてもらった時は立場が相談員ではなくて、ホームヘルパーのサービス提供責任者でした。乙訓のヘルパー事業所、社協等含めて事業所がたくさん集まり、平成19年に自立支援協議会が発足したことを再確認させていただきました。
- ・生活するために何が必要かということで始まっています。喀痰吸引や食事の介助の方法のところで、その時のヘルパーの立場では必要だけれど、それはしてはいけないと厳しく言われてました。どうしたら良いんだろうというところから参画させてもらってきました。
- ・生活のために必要な行為であり、色々な場面で医療という言葉が一人歩きし、勝手に飛び交ってしまいます。それが誤解を招いていることもたくさんあり、立場によって理解の仕方が違うため、原点に戻って、こういう行為だということを再確認しながら、委員会や他の部会で進めていくことを確認していくべきかと思っています。
- ・全て生活に必要なことで、ひとりの力では生活できない、力を貸りないといけないこともあります。誰にとってもそれは必要なことだと思っています。

(委員)

- ・3号研修の地域生活支援の講義をさせてもらっています。その講義の最初にこの「医療的ケア」というものの定義と、そこで医療者ではない福祉職として「医療的ケア」に取り組む意味の話をしてから始めさせてもらっています。
- ・主旨はここに意見としてあげてもらっている、まさにこの内容で、120%ぐらい同意です。ポイントは生活の援助や生活の支援ということのために必要な支援行為、援助行為が「医療的ケア」であるというところだと思っています。
- ・色々なことを学んで、技術もしっかりと身に付けて取り組みます。本来、福祉職、介護職としての役割として取り組むことに意味があるというところをきちんと押さえておく必要があると思っています。看護師が大変だからサポートするというものではないというところをまず押さえておきたいと思っています。
- ・後半にかけての、この「医療的ケア児」という言葉がすごくクローズアップされるようになり、そういう課題が広く一般に浸透していったということはすごく大きいと思います。それがあるからこそ今回法律も成立をしたというところで、大きな前進であると思うと同時に、色々な法制度のやり取りの中で、この医療の意味合い、位置付けが全面に出てきたところがあると思っています。
- ・これもよく講義で言っていますが、「医療的ケア児」という特殊な子どもがいるということではなくて、本当にひとりひとりの子どもが普通に生活していくために、様々な配慮やサポートが必要なものの中のひとつが「医療的ケア」だと捉えていく必要があると思っています。
- ・支援法における「医療的ケア」の定義自体もはっきり医療行為と書かれてしまいました。ここは医療行為に該当するけれど、ベースは生活とか学校、通学のためにとか保育所に行くためにというところで必要なものだということを、現場の実践を通して、認識されていく必要があると思っています。このタイミングで、こういう形で意見をあげていただいたことは、すごく意味のあることだと思います。

(委員)

- ・一番言いたかったのは真ん中より下の児童発達支援や放課後等デイサービスの報酬の判定の仕方が、あたかも「診療の補助行為」が「医療的ケア」であるように見えててしまうことで、曖昧な判定の仕方

が起こってしまったりすることを危惧しているのかなとか色々なことを考えました。

それがどんどんエスカレートしていくのではないかとか、そういうことを考えて書かれているのかなと思ったりもしました。

- ・支援校で看護師をしていたことがあり、教員もできないぎりぎりのところに関わって、医師の指示がないとできないような医療行為、それも生活援助に偏るような行為であったりすることもあり、そんな関わりをしてきた私にとっては、そのひとつひとつの言葉が微妙に重なり合って、「医療的ケア」という言葉は医療関係者ではなくて福祉の現場で勉強してきた方が、障がい者の方が生活を送るためにやっている行為だという言葉だと感じています。

(委員)

- ・「医療的ケア」というのはここ数年、看護師の中でも普通に浸透してきている言葉で、児者、高齢者関係なく、「医療的ケア」という言葉を使っています。
- ・人が生きていく、生活していくために必要な、食べること、出すこと、呼吸をすること等基本などころを、どうしても何らかの助けがないと難しい場面でのケアです。
- ・看護師としては吸引にしろ、色んな研修があるように簡単なことではないと正直思っています。細かく言えば構造から、何で必要か、どういうことがあるのか、もちろんリスクもあったり、デメリット、メリットがあることを知った上で、皆さんが生活するために関わって来られて、ちょっとずつ進んでいるなと思っています。
- ・何年か前はALSの人は吸引だけOKというような時代があって、生活を支えるために必要なことがようやく進んできて、そこは看護師としても、ありがたくて嬉しいなと思っています。
- ・「医療的ケアの判定スコアの説明」というのがよくわからなくて、「診療の補助行為」というのがどういう意味なのか、点数等の問題でそういう言葉が必要なのか、よくわからないので、またわかれれば教えていただきたいと思います。
- ・基本的な考え方は皆一緒だと思うのですが、「診療の補助行為」ではないんだろうけど、そういう風に書かざるを得ない何かがあるのか、決めごとがあるのか、そこはわからないのでまた教えていただきたいです。

(委員)

- ・うちの利用者は今日も8名ぐらいの医療的ケアが必要な方が来られて、ケアをしています。僕らがそれを習ってきた職員なので、「医療的ケア」というのは日常生活に必要なものの延長線上に医療があると教えられてきました。今の職員にもそれを引き継いでいます。職員と話をしていても、そういうところがあるんだなというところは再確認ができたなと思っています。
- ・3号研修も受けるにあたって、この説明は一番始めにしているので、3号研修を受けた職員はしっかりと理解していると思います。3号研修を受けた職員は1年に1回フォローアップ研修をしっかりとやっています。そこでもう一回再確認するというところで、ひまわり園はやっています。
この文章の中で、スタートのところは間違っていないというところは確認をさせていただきました。
- ・最近気になるのが、よくニュースで「医療的ケア児」という文言だけが取り上げられて、そこが特集として組まれていることに思うところはあるので、その人だけじゃなく、その人の生活の中でそういうことがあると捉えてくれたら良いのですが、「医療的ケア」があるから、この人の生活は大変なんだという捉え方が時々あるので、そういうところが疑問なのかなと読んでいて思いました。

(委員)

- ・コーディネーター養成研修修了者のフォローアップ交流会の事前アンケートの3ページに「医療的ケアの種類」という中で、吸引の中に口腔内ということが書いてあります。
今、在宅のことで、色々な困難を抱えている小児在宅の訪問口腔ケア、訪問診療ということが始まっています。現実的には非常に低い年齢の人です。現場の中では歯科衛生士がお母さん等と協力しながら週1回見に行って、ケアをどういう風にしたら良いのかを知っているわけです。まだ件数としては非常に少ないですが、今後新たな大きな領域になっていくと考えると、ここに歯科衛生士が来ていなければとても残念なことです。
- ・色々な関わりのある中で、その辺のことを今後の中で、歯科としては考えていかないといけないのではないか、つまり歯科衛生士も医療職なので、そういうことについては学生時代に吸引について等の講義も聞いていますが、現実的にはそういう人に遭遇しているかというと、そうでもないです。
その辺のところをどういう風に今後の中で考えていくのか。大多数の歯科衛生士はそういうことと一生会わないまま、仕事が終わってしまうということも結構多いです。
そういうことを歯科衛生士会にも伝えていきたいと思いました。

(委員)

- ・私は医療機関で働いている社会福祉の専門職ですが、医療でも何を一番大事にしないといけないかと言ったら、人の尊厳であったり、人の人生、ライフであったりするわけで、生活の中の人というのを中心と考えた時、生活の中で医療があるわけで、医療が上位概念でも何でもなく、その人の生活を支えるのに不可欠な医療というのは当たり前のことで、その医療が以前は、ホームヘルパーはできなくて、家族と医療職ならできるということでした。

当たり前に医療行為が必要な、ケアが必要な人が、地域、学校、保育所で生活できる、そういうのを目指しているという意味では、原点に戻り、そのことを確認することはすごく有意義だなと思います。

(委員)

- ・教育の視点から話をさせてもらうと、以前の学校では「医療的ケア」の必要な子ども、肢体不自由を合わせ有する重度の子どものクラスにいました。
1、2年生4人ぐらいだったと思いますが、皆、気管切開と胃ろう、経鼻経管栄養ということで、どういう学びをこの子達にしていくかと、教育ってこの子達にとってどうなんだろうと、医療の進歩でそういう子達がどんどん上がってくる中で、何を教えたら良いのかと思いながら、色々な体験を考えていました。
- ・その時、家庭の方では毎日スクールバスに乗れるわけではないので、12年間毎日お母さんが送迎するという中で、お母さん方の負担もありました。その当時、その子達が利用できる放課後等デイサービスがその地域にはなく、何とかならないかということでした。その時、就学支援部という地域と福祉が繋がるような部にいたので、福祉とお母さんと学校で何か方法はないかという発信をし続けていたところ、手をあげてくれる事業所が出てきたり、立ち上げてくれるところがあり、何とか放課後等デイを利用することができるようになりました。
- ・ただ、それはすごく重度な子どもで、「医療的ケア」が必要な子どもが全て重度、障がいが重いというわけでもなく、走り回っている子どもでも胃ろうの子どももいますし、知的にすごく高い子どもでも色々な「医療的ケア」が必要なこともあるので、「医療的ケア」が必要な子どもということだけ

は、何も諂れないのではと思います。幅広く、その子達の表質が読み取れるかというのも、こちらにかかるべきたりもします。

- ・全国の重度の「医療的ケア」に関わっている先生方と話をした時に、「色々な体験をするために、何とかプールの浮いた感じを味あわせてあげたいから頑張ってやっている」という話をしたのですが、「医療的ケア」のある子はプールには入れてはだめという県が多くて、都道府県によっても、学校によっても違うというのもわかり、ひとくくりにはできないところが一番大きいです。
- ・教育の中での話ですが、どこまでその子達の学びに向かわせるかが、私達の仕事だと思いました。今日はこの子達に何を求めるか、今求められているかという原点に戻ってというところが書かれているのを見て、思い出しました。

(委員)

- ・「医療的ケア」という言葉については「医療的ケア」が必要な方という認識をしていて、言葉の深い意味を考えることはなかったのですが、吸引という行為は、その方にとって、食事をすることの一連の行為であり、食事と同じ生活の一部であると言う話を聞かせてもらったことがあり、今回の提案を読ませていただきて、まさにそれが、ここに書いてあることだと思い出させてもらいました。
- ・保健所の保健師の立場で個別のケースに関わったり、こういった委員会に関わらせてもらう中で「医療的ケア」が必要な方が、医ケアが生活の一部となって、同じように生活ができる環境を、どのようにして整えていくか、医療、福祉の皆さん方と連携しながら環境整備をしていくことが大事だとは思います。

(委員)

- ・健康推進課で保健師として長年従事していて、4月から福祉の障がい者支援課に異動してきました。私は医療的ケア児というところをこういう形で深く考えてきたことがなくて、経験が少ないこともあります、「医療的ケア」イコール痰吸引や酸素療法等医療行為という認識が強かったのが正直なところです。
- ・意見をいただきて、普通に生活するために必要な生活援助行為、ベースに生活があり、そこをどうしていくかという考えはすごく大事だと思います。まだまだ知らない方、認識不足の方が多いと思うので周知していくべきだと思っています。

(委員)

- ・「医療的ケア」という言葉が示すところについては、子どもが普通に生活していく、学校や保育所等で生活していくための、そこで暮らすというところに必要なケアが延長行為であって、それが「医療的ケア」であるというところはそうだなど、改めて再認識させていただきました。
- ・この部署にきてから「医療的ケア」の制度や、家族から教わってケアを行ってきたという歴史があり、そこから法制度が確立され、それがまたできなくなったケア等もあるというところを深く知り、こちらの現場に来て、知識を深めているところで、改めてこういう整理をしていただき、再認識させていただいたことは考えるきっかけになったと感じています。

(委員)

- ・「医療的ケア」についてはまだまだ勉強不足です。今後継続してコーディネーターのフォローアップ交流会等々を開く中で、ここに書いてあるように圏域で共通理解を持っていた方が、参加されている方も理解が深まり、圏域として統一感のある、医ケアの方々への支援にも繋がると思いました。

(委員)

- ・「医療的ケア」という言葉よりも、今後、「医療的ケア」児者の生活を支えるために何が求められるのかという原点に戻って協議するということに尽きるのかなと思っています。
- ・他圏域の担当の方と「医療的ケア」のことで話をする機会があり、何かできないかという話を参考に聞いていました。支援学校の親御さんが自分で送迎するという話がありましたが、そういうモデル事業みたいなことができないかというのを含め、「医療的ケア」の中身、生活を支えるために何ができるのか、圏域でこうやって検討することが第一の視点だと感じています。

(委員)

- ・普段、自分自身が「医療的ケア」が必要な部分もあり、働いているセンターでも「医療的ケア」が必要な方々の一人暮らしをサポートするようなこともやっているのですが、私は医療度的には高くはなく、夜寝ている時にバイパップという呼吸器を使っているのと、念のために痰吸引とかの研修もヘルパーにやってもらっているような形です。
- ・友人もそうですし、宇多野病院にある筋ジス病棟から退院されてこられた方々は気管切開もして、胃ろうも使って、人工呼吸器も使いながら、それでも24時間介助を使って、ひとりで暮らされている方をたくさん見ていて、医療というとどうしても一般的なイメージですごく専門性が足らなくて、ヘルパーには任せられないイメージがとても強いのですが、僕たちの生活から見れば、本当にそうじゃなくて、トイレに行くとか、ご飯を食べるとか、お風呂に入るとか、それと同じレベルで痰吸引や胃ろうが必要だったりという認識を、当事者目線からそこは強く思っているところです。
- ・この文章を読ませてもらって「医療的ケア」という意味を、皆が共通認識として持てたら、もっとたくさん的人人が地域で暮らせるようになっていくだろうし、そうなっていってほしいと強く感じたので、この意味合いはとても素晴らしいと思いました。

(副委員長)

- ・今年委員で出ている皆さんがどういった思いで、この場に参加していただいているのか、「医療的ケア」という言葉について、それぞれの立場でどう思っておられるのか、お互いに知れたら良いのかなというところから、時間をとらせていただきました。
- ・「医療的ケア」という言葉は難しいというイメージが、一般的なイメージだと思います。
話を色々聞く中で、そのイメージは変わっていくのか、知らないから自分で作り上げているイメージであったり、「医療的ケア」が必要だけれど、言っていただいたように皆さんのが食べて、寝て、お風呂に入つてというところと一緒にという言葉を聞くと、またちょっと違うのかなと思ったり、そういったことを発信していく機会があればと思うし、していきたいなと思います。

(事務局)

- ・その他のところで、情報共有という形で載せています。
「医療的ケア」の必要な方の生活を支えるために必要なことについてというところで、学校をこの3月に卒業された「医療的ケア」が必要な方、向日市の訪問生の方がどういう形で地域に出ているのかということや、長岡京市でも在宅酸素療法、24時間の酸素療法で、その方は知的には重い方ではないので、どういう形で地域で社会との接点を持ってというところを、向日市と長岡京市に聞かせていただこうかなと思っていました。それについては次回に回させていただきます。色々な協議をして、今までにない形で社会に出ているというところは、ここで情報共有させていただきたいと思います。
- ・こここの場は協議をする場でもあります、色々なことを情報共有していくことも大事なところになり

ます。ひまわり園の健康支援室の方で経管栄養のチューブのコネクターのところをねじり方式になつたというのを YouTube にあげておられるので、そういう発信もひまわり園からしていただいたらどうかなと思つたりしています。済生会病院では既に変更されて、やっておられると聞いています。

- ・それから、安藤先生が歯科医師として今回も来ていただいています。

何年か前に乙訓口腔サポートセンター訪問歯科診療というようなことで、これは今も引き続きやっておられるのですか。

(委員)

- ・はい。

(事務局)

- ・次回、委員の方にお配りさせていただきます。

情報共有ということで、実際の現状等、先生からお話をいただければと思います。

(委員)

- ・はい。わかりました。

(事務局)

- ・今年度から大藪委員が当事者委員ということで、私は期待をしています。彼が言っていたように夜のバイパップの呼吸器を必要として、でも向日市で 24 時間 365 日でひとり暮らしをされています。

ひとり暮らしをされているところで、大変な部分もたくさんあると思います。

その生活を知ることで、先程の「医療的ケア」の定義の部分もあったのですが、地域でどんな風に支えていけば良いのかということも考えられます。そういう発信を彼がしてくれると、私は期待をしています。大藪委員から色々話を聞きながら、生活を支えるために必要なことについて、情報共有もしていきたいと思います。よろしくお願ひします。

- ・次回ですが、委員長が第 4 木曜日を希望されています。

9 月は第 4 木曜日が 23 日でお休みなので、次の 30 日になると思います。その辺りで予定いただけたらと思います。

(副委員長)

- ・9 月 30 日の木曜日ということで、変更等ありましたら連絡をさせていただきます。

これで終了させていただきます。ありがとうございました。

次回定例会：9 月 30 日（木）13 時半～